

防災・危機管理コーナー

警戒レベルを用いた避難勧告等の発令について

災害時に、居住者等が情報の意味を直感的に理解できるよう防災情報を5段階の「警戒レベル」により提供し、情報と行動の対応を明確化することとなりました。

警戒レベルと居住者等がとるべき行動は以下のとおりです。

警戒レベル	居住者等がとるべき行動	行動を居住者に促す情報	
警戒レベル5	【命を守る最善の行動】 既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。	災害発生情報 ※可能な範囲で発令	安平町が発令
警戒レベル4	【全員避難】 ・指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 ・災害が発生するおそれが極めて高い状況等で、指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、近隣の安全な場所への避難や建物内のより安全な部屋への移動等の緊急の避難をする。	・避難勧告 ・避難指示（緊急） ※避難指示（緊急）は、緊急的または重ねて避難を促す場合に発令	
警戒レベル3	【高齢者等は避難】 避難に時間のかかる高齢者等の要配慮者は立退き避難する。その他の人は立退き避難の準備をし、自発的に避難する。	避難準備・高齢者等避難開始	
警戒レベル2	【避難行動の確認】 ハザードマップ等により災害リスク、避難場所や避難経路、避難のタイミング等の再確認、避難情報の把握手段などの再確認・注意など避難に備え自らの避難行動を確認する。	注意報	気象庁が発表
警戒レベル1	【心構えを高める】 防災気象情報等の最新情報に注意するなど災害への心構えを高める。	警報級の可能性（早期注意情報）	

【避難情報発令の例】

「〇〇地区に土砂災害に関する警戒レベル4、避難勧告を発令しました。」等

北海道から 北海道苦情審査委員制度のお知らせ

道が行った業務や制度により、利害に関わる苦情があれば「北海道苦情審査員」制度による申し立てが行えます。苦情審査委員が公正で中立的な立場から、道の関係機関に対し必要な調査等を行い、業務に不備な点や制度に問題があるときは、是正や改善を求めます。詳細はお問い合わせください。

苦情申立窓口 道庁（道政相談センター）、各総合振興局（総務課）

申立方法 ①各窓口を設置しているリーフレット内の苦情申立書に記入し提出

②北海道のホームページ>総合案内>道政相談等の窓口 からお進みください

問合せ 北海道総合政策部知事室道政相談センター

☎ 011-204-5523 FAX 011-241-8181 メール kujyou.koueki@pref.hokkaido.lg.jp

【苫小牧医師会】日曜・祝日当番病院（市外局番 0144）

月 日	内科		外科		
	病院名（住所）	電話	病院名（住所）	電話	
7月	7日(日)	沖医院（旭町4）	(32) 8870	勤医協苫小牧病院（見山町1）	(72) 3151
	14日(日)	いまい内科クリニック（双葉町1）	(37) 8686	同樹会苫小牧病院（新中野町3）	(36) 1221
	15日(月)	苫小牧消化器外科（北栄町3）	(51) 6655	苫小牧消化器外科（北栄町3）	(51) 6655
	21日(日)	浪岡内科消化器科クリニック（東開町4）	(51) 2811	苫小牧日翔病院（矢代町2）	(72) 7000
	28日(日)	たかぎ内科・循環器内科（北栄町1）	(53) 7700	ケーアンドエークリニック（日新町2）	(71) 2000
8月	4日(日)	吉川医院（表町5）	(34) 4565	光洋いきいきクリニック（光洋町1）	(71) 2700

安平町ホームページでは、苫小牧歯科医師会の休日当番医も確認することができます。

URL = <https://www.town.abira.lg.jp/kurashi/yakan-kyujitsu>